

奈良市社会教育推進懇話会開催要項

(趣旨)

第1条 本市における社会教育行政の推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求め、奈良市社会教育推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育を推進するための計画策定に関連して検討を要すること。
- (2) 社会教育を推進するための方策の検討及び協議に関すること。
- (3) 社会教育に関する事業及び活動の推進に関すること。
- (4) その他、社会教育行政の推進に関し、教育長が意見等を求める必要があると認めること。

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会教育関係者
 - (2) 学校教育関係者
 - (4) その他教育長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要項に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要項は、平成28年9月2日から施行する。